

年発 0630 第 1 号  
令和 8 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局長  
国民年金基金連合会理事長  
企業年金連合会理事長

} 殿

厚生労働省年金局長  
（公印省略）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令等の公布について（通知）

今般、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 111 号。以下「改正省令」という。）及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府・厚生労働省令第 10 号。以下「改正命令」という。）が本日付で公布され、令和 8 年 12 月 1 日より施行されることとされた。

改正省令及び改正命令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1. 改正省令の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）により、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「DC 法」という。）が改正され、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の加入区分として第 5 号加入者が令和 8 年 12 月 1 日より追加されること等を踏まえ、関係省令の規定の整備を行う。具体的な内容は以下のとおり。

#### （1）iDeCo 加入者掛金の額の変更の例外

iDeCo の加入者掛金の額は、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「DC 令」という。）第 29 条第 3 号の規定により、iDeCo の加入者の区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき 1 回に限り変更することができる。確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「DC

則」という。)第38条第1号では、上記の厚生労働省令で定める場合として、企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」という。)の事業主掛金の額等が引き上がることにより、当該 iDeCo 加入者に係る中小事業主掛金の額と iDeCo 加入者掛金の額との合計額が拠出限度額(DC法第20条又はDC法第69条に規定する拠出限度額をいう。以下同じ。)を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該 iDeCo 加入者掛金の額を引き下げている。

改正省令によりDC則第38条第1号を改正し、国民年金法(昭和34年法律第141号)第87条の2第1項の規定による保険料を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該 iDeCo 加入者に係る iDeCo 加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該 iDeCo 加入者掛金の額を引き下げている場合を追加することとする。

#### (2) 第5号加入者新設に伴う iDeCo の加入申出等に関する規定の整備

第5号加入者が新設されることに伴い、DC則における iDeCo の加入申出等に関する規定について、既存の規定も踏まえて、第5号加入者に係る規定の新設等の整備を行う。

#### (3) DC法第62条第4項柱書及び同項第8号の厚生労働省令で定める期間

令和7年改正法による改正後のDC法(以下「改正後DC法」という。)第62条第4項では、iDeCoの加入者の資格を喪失する場合を規定しているところ、第5号加入者のうち他の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が iDeCo の加入者の資格を取得した後、厚生労働省令で定める期間(①)内に、当該申出をしなかった場合、厚生労働省令で定める期間(②)を経過した日に iDeCo の加入者の資格を喪失すると規定している(改正後DC法第62条第4項各号列記以外の部分及び同項第8号)。

これを受けて、改正省令において、上記①及び②の厚生労働省令で定める期間をいずれも「第5号加入者が iDeCo 加入者の資格を取得した日から起算して3月」とすることとする。

#### (4) 令和7年改正法附則の規定による iDeCo 加入申出に関する経過措置

令和7年改正法附則第33条の規定により、第5号加入者の新設に係る規定の施行日(令和8年12月1日)から起算して3年を経過する日までの間は、次の①又は②に該当する者であって、申出の時点で日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満のものは、厚生労働省令で定めるところにより、DC法の規定に関わらず、国民年金基金連合会に申し出て、第5号加入者となることができるとされている。

① 令和8年12月1日において現に改正後DC法第62条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、令和8年12月1日までの間において国民年金の被保険者であった者

例：施行日時点で60歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者

② 令和8年12月1日から起算して1年以内に改正後DC法第62条第1項第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった者

例：施行日時点で59歳の国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者である者

そのため、改正省令において、上記の申出に係る規定について、現行のiDeCoの加入申出の規定に倣って整備することとする。

(5) 企業型DC加入者掛金、iDeCo加入者掛金及び中小事業主掛金の額の変更に関する特例

iDeCoのほか企業型DCの加入者掛金及び中小事業主掛金についても、その額の変更はそれぞれの拠出単位期間において、1回に限りすることができることとしている（以下「掛金の変更回数の制限」という。）。

国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号。以下「限度額政令」という。）によってDC令が改正され、企業型DC及びiDeCoの拠出限度額が引き上げられることを踏まえ、限度額政令が施行される令和8年12月1日から令和9年11月30日までの間は、企業型DCの事業主掛金及び加入者掛金、iDeCoの加入者掛金及び中小事業主掛金並びに他制度掛金相当額（DC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額をいう。）の合計額が限度額政令による改正前のDC令の規定による拠出限度額をより多い額となるように、企業型DCの加入者掛金の額又はiDeCoの加入者掛金の額若しくは中小事業主掛金の額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする特例を置くこととする。

(6) DC則様式第8号の改正

令和7年改正法により、企業型DCにおける事業主が拠出する事業主掛金に上乗せして加入者が拠出する加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えてはならないという制限が撤廃されたこと及び限度額政令により、国民年金基金の掛金の額の上限及び確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げが行われたことを踏まえ、DC則様式第8号中の拠出限度額に係る表において、行を追加する。

また、令和7年改正法により、簡易企業型年金の仕組みが通常の企業型年金に統合されたことを踏まえ、DC則様式第8号中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する。

その他所要の改正を行う。

加えて、改正省令による改正後のDC則様式第8号は、この改正省令の施行日（令和8年12月1日）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によるものとする経過措置を設ける。

(7) その他所要の改正

iDeCoの加入申出等の規定の簡素化及び関係法令の形式改正等の所要の改正を行う。

## 2. 改正命令の概要

令和7年改正法により、企業型 DC における事業主が拠出する事業主掛金に上乗せして加入者が拠出する加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えてはならないという制限が撤廃されたこと及び限度額政令により、国民年金基金の掛金の額の上限及び確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げが行われたことを踏まえ、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成13年内閣府・厚生労働省令第6号。以下「運管令」という。）様式第7号中の拠出限度額に係る表において、行を追加する。

また、令和7年改正法により、簡易企業型年金の仕組みが通常の企業型年金に統合されたことを踏まえ、運管令様式第7号中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する。

その他、所要の改正を行う。

加えて、改正命令による改正後の運管令様式第7号は、この改正命令の施行日（令和8年12月1日）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によるものとする経過措置を設ける。

## 3. 施行期日

令和8年12月1日